原機保存期間 10年 (2030年3月31日まで) 公判事務課

最高検判第6号平成31年4月19日

高等検察庁次席検事 殿 地方検察庁次席検事 殿

最高檢察庁刑事部長 落 合 義 和 最高檢察庁公判部長 和 田 雅 樹 (公印省略)

取調べの録音・録画要領について (事務連絡)

本日付けで最高検判第5号次長検事依命通知「取調べの録音・録画の実施等について」が発出され、平成31年6月1日から施行されることとなったことに伴い、標記要領を別添のとおりとし、同日から実施することとしましたので通知します。

なお、平成29年3月22日付け最高検判第5号最高検察庁刑事部長・公判部長 事務連絡「取調べの録音・録画要領について」は、本年5月31日をもって廃止し ます。

取調べの録音・録画要領

第1 本要領の対象等

検察官が取調べの録音・録画を行う場合には、本要領の定めるところに従うこととする。

第2 取調べの録音・録画の手順

- 1 取調べの録音・録画は、原則として、検察庁に整備された録音・録画機器を 使用して行うこととする。
- 2 新依命通知別添1, 第2, 1により
 - (1) 取調べの冒頭から録音・録画を行う場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、供述人が取調室に入室する時点から録音・録画を開始することとし、録音・録画した取調べの冒頭において、供述人に対し、適宜の方法で、録音・録画を開始していることを告知することとする。
 - (2) 取調べの録音・録画を終了する場合には、供述人に対し録音・録画を終了する旨を告知する時点又は供述人が退室する時点まで録音・録画を行うなどの適宜の方法により、録音・録画の終了時点を明確にすることとする。

第3 取調べの録音・録画記録の作成

- 1 録音・録画機器に外部接続され、取調べの録音・録画に係る動画ファイルを 記録するための装置(以下「録音・録画用記録装置」という。)が整備されて いる庁(以下「録音・録画用記録装置整備庁」という。)の取扱い
 - (1) 録音・録画記録管理表の作成

取調べの録音・録画を行うに当たっては、身柄拘束中の被疑者については「取調べ状況等報告書」の「その他参考事項」欄に、録音・録画を行った旨を記載するとともに、当該録音・録画の終了後、「録音・録画記録管理表作成要領」(別紙1、以下「管理表作成要領」という。)に基づき、速やかに「録音・録画記録管理表」(別紙2、以下「記録管理表」という。)に必要事項を記載し、これを事件記録として保管する。

(2) 取調べの録音・録画に係る動画ファイルを記録したDVD又はブルーレイ ディスク等の光学ディスク(以下「記録媒体」という。)の作成

ア 取調べの録音・録画時

取調べの録音・録画を行うに当たっては、録音・録画に係る動画ファイルを録音・録画用記録装置に記録し、その都度記録媒体に記録する必要はない。

ただし、出張先の検察庁等に整備された録音・録画機器を使用して取

調べの録音・録画を行うに当たっては、その都度録音・録画に係る動画 ファイルを記録媒体に記録する。

- イ 取調べの録音・録画を行った事件について公判請求する場合
 - (ア) 裁判員裁判対象事件

公判請求後速やかに(遅くとも検察官請求証拠の開示までに),供述人ごとに,録音・録画用記録装置に記録された当該供述人の取調べの録音・録画に係る全ての動画ファイルを記録媒体に記録する。

- (イ) その他の事件
 - a 公判前整理手続又は期日間整理手続に付する決定がなされた場合に は当該決定後、記録媒体の任意開示請求があって開示を相当と認める 場合には当該請求後のいずれか早い時点で、供述人ごとに、録音・録 画用記録装置に記録された当該供述人の取調べの録音・録画に係る全 ての動画ファイルを記録媒体に記録する。
 - b 前記 a 以外の場合には、取調べの録音・録画に係る動画ファイルを 記録媒体に記録する必要が生じたときに、供述人ごとに、録音・録画 用記録装置に記録された当該供述人の取調べの録音・録画に係る全て の動画ファイルを記録媒体に記録する。
- ウ 取調べの録音・録画を行った事件について家庭裁判所送致又は他庁(同一の録音・録画用記録装置を利用していない庁,以下同じ。)へ移送する場合

家庭裁判所送致又は他庁へ移送するに先立ち、供述人ごとに、録音・録 画用記録装置に記録された当該供述人の取調べの録音・録画に係る全ての 動画ファイルを記録媒体に記録する。

エ その他の場合

取調べの録音・録画に係る動画ファイルを記録媒体に記録する必要が生 じたときに、供述人ごとに、録音・録画用記録装置に記録された当該供述 人の取調べの録音・録画に係る全ての動画ファイルを記録媒体に記録す る。

- (3) 録音・録画記録媒体作成報告書の作成
 - ア 記録媒体を作成したときは、「録音・録画記録媒体作成報告書」(別紙 3.以下「記録媒体作成報告書」という。)を作成する。
 - イ 記録媒体作成報告書は、作成した記録媒体ごとに作成する。
- (4) 作成した記録媒体の取扱い
 - ア 作成した記録媒体の原本は、適宜の方法で記録状態を確認した後、その 表面に、①記録媒体作成年月日、②供述人の氏名(供述人が被疑者以外の 場合は、被疑者の氏名も併記)、③当該供述人に係る記録媒体を複数作成 した場合には、記録媒体を作成した順に付した通し番号を記載し(例えば、

同一の供述人について2枚に分けて記録媒体を作成したときは,「No.1」,「No.2」等と適宜の方法で記載する。),破損等を防止する措置を講じる。

- イ 作成した記録媒体の原本は,記録管理表及び記録媒体作成報告書と共に, 事件記録として保管する(なお,記録媒体を事件記録から分離して記録管 理表及び記録媒体作成報告書と共に専用保管庫に保管することも差し支え ない。)。
- 2 録音・録画用記録装置が整備されていない庁(以下「録音・録画用記録装置 未整備庁」という。)の取扱い
 - (1) 記録媒体及び記録管理表の作成

取調べの録音・録画を行うに当たっては、録音・録画に係る動画ファイルを記録媒体に記録し、身柄拘束中の被疑者については「取調べ状況等報告書」の「その他参考事項」欄に、録音・録画を行った旨を記載するとともに、当該録音・録画の終了後、当該記録媒体の内容と照合し、管理表作成要領に基づき、速やかに記録管理表に必要事項を記載する。

- (2) 作成した記録媒体の取扱い
 - ア 作成した記録媒体の原本は、適宜の方法で記録状態を確認した後、その表面に、①記録媒体作成年月日(録音・録画年月日)、②供述人の氏名(供述人が被疑者以外の場合は、被疑者の氏名も併記)、③当該供述人に係る取調べの録音・録画を行った順に付した通し番号を記載し(例えば、同一の供述人について複数の記録媒体を作成したときは、「No.1」、「No.2」等と適宜の方法で記載する。)、破損等を防止する措置を講じる。
 - イ 作成した記録媒体の原本は、記録管理表と共に、事件記録として保管する(なお、記録媒体を事件記録から分離して記録管理表と共に専用保管庫に保管することも差し支えない。)。

第4 記録媒体の証拠開示等目的での利用・複写物の管理

- 1 証拠開示や決裁官による視聴等の証拠調べ請求以外の目的で記録媒体を使用するに当たっては、記録媒体の原本の複写を作成してこれを用いる。ただし、証拠開示に当たり、弁護人が原本の開示を求める場合には、記録媒体の原本を用いる(なお、複写の作成については、複写の作成をこの場合に限定するものではなく、各庁の実情に応じて証拠開示に備え、あらかじめ原本の作成と同時に複写を作成する取扱いとしても差し支えない。)。
- 2 記録媒体を複写した場合には、その複写の目的等に応じて適正な保管管理を するように努める。

証拠開示又は他の目的で記録媒体の複写を作成した場合には、これらの複写 した記録媒体は、事件記録と別に保管管理して差し支えないが、個々の検察官 の対応が区々とならないよう、各庁の実情に応じて複写の作成、保管、廃棄等

に関する取扱いを統一するよう配意されたい。

第1 本要領の対象等

検察官が取調べの録音・録画を行った場合には,本要領の定めるところに従い, 録音・録画記録管理表(別紙2,以下「記録管理表」という。)を作成する。

第2 作成上の留意点

- 1 一般的留意点
 - (1) 記録管理表の作成単位
 - ア 記録管理表は、供述人単位で事件番号(以下「検番」という。)ごとに 作成する。

なお,同一の取調べの機会に,複数の検番の事件について取調べの録音・録画を行った場合においては,取調べの録音・録画の中心となった事件の検番で記録管理表を作成すれば足り,この取調べと同一の機会に取調べを行ったその余の事件の検番(以下「余事件検番」という。)について,別に記録管理表を作成する必要はない。

- イ 表部分の記載欄が不足する場合は、適宜続用紙を使用する。
- (2) 表題の選択方法
 - ア 録音・録画機器に外部接続され、取調べの録音・録画に係る動画ファイルを記録するための装置(以下「録音・録画用記録装置」という。)が整備されている庁(以下「録音・録画用記録装置整備庁」という。)の取扱い
 - (ア) 表題の右側の括弧内に記載された「データ」をチェックした記録管理 表を作成する。

なお、別添「取調べの録音・録画要領」の第3,1(2)「取調べの録音・録画に係る動画ファイルを記録したDVD又はブルーレイディスク等の光学ディスク(以下「記録媒体」という。)の作成」に基づいて記録媒体を作成した場合において、同記録管理表とは別に「記録媒体」にチェックした記録管理表を作成する必要はない。

(イ) また、別添「取調べの録音・録画要領」の第3,1(2)ア「取調べの録音・録画時」のただし書記載の録音・録画用記録装置整備庁の検察官が出張先の検察庁等に整備された録音・録画機器を使用して取調べの録音・録画を行い、記録媒体を作成した場合において、既に記録管理表が存在しているときは、取調べの録音・録画を行った内容をこれに追記し、既存の記録管理表がないときは、「データ」にチェックした記録管理表を作成し、いずれも「その他参考事項」欄に、取調べの場所及び当該動

画ファイルを記録媒体に記録した旨記載する。

イ 録音・録画用記録装置が整備されていない庁(以下「録音・録画用記録 装置未整備庁」という。)の取扱い

表題の右側の括弧内に記載された「記録媒体」をチェックした記録管理 表を作成する。

(3) 記載項目の追加

記録管理表の個々の記載項目については、録音・録画記録を適正に管理する上で最低限必要と思われる事項を列挙したものであるので、各庁の実情に 応じて記載項目を適宜増やして差し支えない。

- 2 具体的作成方法
 - (1) 「事件番号」

取調べの録音・録画を実施した事件の検番を記載する。

なお,前記第2,1(1)ア記載のとおり,同一の取調べの機会に,複数の検 番の事件について取調べの録音・録画を行った場合においては,取調べの録 音・録画の中心となった事件の検番を記載し,必要に応じて「その他参考事 項」欄に余事件検番を記載する。

(2) 「罪名」

「事件番号」欄に記載した検番に対応する罪名を記載する。

(3) 「被疑者氏名」

「事件番号」欄に記載した検番に対応する被疑者氏名を記載する。

- (4) 「供述人氏名」
 - ア 供述人が被疑者の場合は、「□被疑者本人」にチェックし、改めて氏名 を記載する必要はない。
 - イ 供述人が被害者又は参考人の場合は、「□被害者」「□参考人」のいず れかにチェックし、その氏名を記載する。
- (5) 表部分の作成方法について
 - ア 各行の使用方法
 - (ア) 録音・録画用記録装置整備庁においては、取調べの録音・録画に係る 動画ファイルごとに一行を使用する。
 - (イ) 録音・録画用記録装置未整備庁においては、作成した記録媒体(取調べの録音・録画に係る動画ファイルを記録したDVD又はブルーレイディスク等の光学ディスク)ごとに一行を使用する。
 - イ 「録音・録画時間」

24時間表記と12時間表記のいずれでも差し支えないが、個々の検察 官の対応が区々とならないよう、各庁の実情に応じてその取扱いを統一す るよう配意されたい。

ウ 「取調検察官」

検察官名を刻した記名印を使用して差し支えない。

エ 「その他参考事項」

前記第2, 1(2)ア(イ)及び同2(1)の場合のほか,機器の故障その他の理由により,録音・録画映像に不具合が生じた場合等その他特記すべき事項があれば記載する。

録音・録画記録管理表(□データ,□記録媒体)

事件番	: 号	年			号
罪	名				
被疑者氏	元名				
供述人氏	元名		(□被疑者本人	□被害者	□参考人)

番	録音	·録画	织		拉 凯 <u>萨</u> 黎宁	2の仏名老専巧	
号	年月日		録音・録画時間		取調検察官	その他参考事項	
1		年					
	月	Ħ	:	~	:		
2	-	年		•	~ :		
	月	B	:		:		
3		年		•			
	月	B	:		:		
4		年		~			
	月	B	:		:		
5		年		~			
	月	B	:		:		
6		年	:	~ .			
	月	Ħ			~ :		
7		年	:	~			
	月	E .	;		:		
8		年	:	•			
	月	Ħ			: 		

録音·録画記録媒体作成報告書

年 月 日

検察庁

殿

検察庁

検察事務官

印

(罪 名)

(被疑者・被告人氏名)

上記の者に対する頭書被疑・被告事件に関して, 別表記載の〇〇(※供述人氏名)の取調べの録音・録画に係る動画ファイルを記録した記録媒体(※通し番号〇〇と記載したもの)を作成したので報告する。

供述人氏名

番号	録音・録画 年月日		録音・ 時[録画	ファイル名	その他参考事項
1		年	: ~	·		
	月	日	•	. •		
2		年				
	月	Ħ	: ~	· :		
3		年	: ~			
	月	日	•	:		
4		年	: ~			
1	月	Ħ	•	•		
5		年	: ~	~ :		
	月	日		•		
6		年	: ~	· :		
	月	日	•	•		
7		年	: ~	~ :		
	月	月 ————		•		
8		年		· :		
	月	日	: ^	•		